

青森県報

第二千九百四十二号

平成二十年
六月六日
(金曜日)

目 次

告 示

青森県生活衛生営業指導センターの事務所の所在地の変更の届出……………(保健衛生課) ……一

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一

障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二

漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(水産振興課) ……二

使用の許可に係る漁港施設の指定……………(漁港漁場整備課) ……二

建築基準法による指定確認検査機関の業務の一部の廃止の届出……………(建築住宅課) ……三

選挙管理委員会……………(建築住宅課) ……三

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体……………(事務局) ……三

雑 報……………(事務局) ……三

宅地建物取引主任者資格試験の実施……………(建築住宅課) ……四

告

示

青森県告示第四百七十五号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第五十七の三第四項の規定により、生活衛生営業指導センターとして指定した財団法人青森県生活衛生営業指導センターから次のとおり事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	事務所の所在地	変更年月日
変更前	青森市堤町二丁目一の二	平成二〇・五・一〇
変更後	青森市堤町二丁目一六の一	

青森県告示第四百七十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
中央薬品株式会社 中央調剤薬局 十和田市立中央 病院前支店	十和田市西十二番町一の一七	平成二〇・六・一
サンケイ薬局八 戸駅前店	八戸市大字尻内町字八百刈二五の一	"

青森県告示第四百七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
	医療法人白生会 合同会社まごころ介護	弘前市大字樹木一丁目六の五 五所川原市宇治二〇の六			
障害福祉サービスを行う所	名 称	所在地	指定年月日	" " " "	" " " "
	医療法人白生会ヘルパーステーション旭	五所川原市宇治一八の四 旭町二〇の六			

青森県告示第四百七十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	変更年月日
	有限会社ズサンライズ	五所川原市大字漆川一丁目一五			
障害福祉サービスを行う事業所	名 称	所在地	指定年月日	" " " "	" " " "
	デイサービスセンターひさか	五所川原市鎌谷町一四六の五			

青森県告示第四百七十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名 称	届 出 事 項	期 間	場 所
野辺地	上北郡野辺地町字野辺地五〇七番地 五十嵐 實 上北郡野辺地町字馬門道四〇番地六 野 澤 茂 上北郡野辺地町字野辺地四七二番地 長 濱 正 輔	平成二十年六月六日から同月二十日まで	野辺地町漁業協同組合

青森県告示第四百八十号

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）第九条第一項第一号に規定する指定施設を次のとおり指定する。

平成二十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

漁港の名称及び指定施設	指 定 施 設
下風呂漁港	岸壁及び泊地のうち別図に示す漁港施設

二 指定の適用期間

平成二十年六月六日から平成二十年十月三十一日まで

下風呂漁港 指定施設

別 図



青森県告示第四百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十四第一項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務の一部を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	有限会社アーバン建築確認検査機関	業務区域	八戸市、十和田市、三沢市及び上北郡の区域	廃止年月日	平成二十年三月三十一日
確認検査の業務を行う事務所の所在地	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二八四	廃止する指定の区分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十五号）第五号から第八号までに掲げる区分	業務区域	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年六月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

雑

報

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
伊藤良二後援会	伊藤 良二	伊藤 花江	つがる市木造照日一四の二
今井たかし後援会	佐藤 武喜	寺口 廣光	黒石市追子野木一の二四の二
笠井幸市後援会	三上 初雄	笠井 幸貴	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九五
兼平清後援会	佐藤 真一	福士 宏	青森市浪岡大字女鹿沢字東早稲田四五の一
川口しげる後援会	安田 俊昭	川口 充一	北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉六六
こんの忠明後援会	松沢 良次	紺野 恵子	十和田市東二十四番町一〇の二二
佐藤二郎後援会	森田 けい子	伊藤 博美	五所川原市字大町一四の五
佐藤良隆後援会	工藤 修一	野呂 一則	青森市浪岡大字女鹿沢字西種本五
市政改革市民会議	三上 初雄	前田 俊美	五所川原市字鎌谷町九六の一
女性の会	秋田 正昭	秋田 三重子	つがる市富泡町屏風山一の三八
新・弘前市を創る会	今 薫	上田 勝	弘前市大字東城北一の二の二二
とみおか敏夫を励ます会	岩淵 齊	阿部 宗男	八戸市柏崎四の一五の四
戸来伝後援会	平館 元秀	日野口 敏章	十和田市大字相坂字小林一二の三
松橋博秋後援会	松橋 博秋	松橋 桂子	つがる市富泡町藪分一七
三上みつる後援会	赤石 繁三	三上 信正	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二一〇

宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成二十年六月六日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 望 月 薫 雄

一 試験の日時 平成二十年十月十九日（日） 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

2 出題法令の適用期日

平成二十年四月一日現在施行されている法令

四 試験の方法及び出題数

1 方法 四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については四十五問とする。

五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み
1 インターネットによる申込み

(一) 試験案内の掲示

ア 掲示期間

平成二十年七月一日(火)から同月十五日(火)まで

イ 掲示場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ

(<http://www.retio.or.jp>)

(二) 申込期間

平成二十年七月一日(火)午前九時三十分から同月十五日(火)午後九時五十九分まで

(三) 申込方法

ア 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号等を含む)を入力する。

イ 顔写真ファイル(平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景で500形式のもの)を添付する。

(四) 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入すること(事務手数料は、本人負担)。

2 郵送による申込み

(一) 試験案内及び受験申込書の配布

ア 配布期間

平成二十年七月一日(火)から同月三十一日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 配布場所

社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部、青森県県土整備部建築住宅課、青森県各地域県民局地域整備部

(二) 申込期間

平成二十年七月一日(火)から同月三十一日(木)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(三) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受付証明書を貼ったもの)

イ 顔写真一葉(平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)

ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

(四) 受験手数料

七千円

受験申込み前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行(郵便局)又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担)。

(五) 郵送先及び郵送方法

社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、配達記録郵便で申し込むこと。

七 合格発表

1 発表の期日

平成二十年十二月三日(水)

2 発表の方法

社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者氏名を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人青森県宅地建物取引業協会(電話〇一七 七二二 四〇八六)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭